

立入検査及びその概要

令和8年1月30日

那覇産業保安監督事務所 保安監督課

本日のトピック

1. 立入検査の目的・検査内容
2. 令和7年度立入検査実施件数及び結果
3. 電気事業法における設置者の義務
4. 違反事項への対応
5. 資料の掲載箇所
6. 監督事務所からのお願い
7. まとめ

1. 立入検査の目的・検査内容

設置者における自主保安体制が十分機能していることを確認することが目的

【検査内容】

- 技術基準への適合状況
- 保安規程の確認及び遵守状況、主任技術者の職務遂行状況
- 電気事業法関連法令に基づく手続き状況

【実施方法】

- 責任者、主任技術者等からのヒアリング
- 書類確認
 - ・ 保安規程・巡視、点検記録 ・ 設備帳 等
- 電気工作物の確認



法令に適合しない事項が認められた場合

検査官と設置者間で確認書を作成

確認した事項に対する改善策を検討

改善報告書又は改善計画書を提出

2. 令和7年度立入検査実施件数及び結果

過去に事故が発生した事業場や保安規程に基づく工事、維持及び運用が適切に行われていないおそれのあるもの又は主任技術者が保安の監督を行っていないおそれのあるもの等、保安の確保が適切でないおそれのある事業用電気工作物で保安上立入検査の実施が必要と認められるものなどを選定。

本日時点で**6件**の立入検査を実施。

対象施設	件数	指摘内容
自家用需要設備	4件	<ul style="list-style-type: none">・設置者変更に伴う変更手続き未実施・保安規程の変更届等、必要な届出がされていない・分電盤等の管理不備(外部からの穴あき、汚れ等)
太陽光設備	1件	<ul style="list-style-type: none">・保安規程の整備不備・点検の未実施(点検記録が確認できない)・保安教育の未実施

2. 令和7年度立入検査実施件数及び結果

今年度、電気管理技術者の事務所へ立入検査を実施。

当事務所への外部委託承認申請をせずに未承認のまま保安管理業務を行っていた。また、承認を受けた事業場についても月次点検の未実施、年次点検の未実施などの不適切事案が発覚。

今後、保安法人、管理技術者へ定期的な立入検査を予定。

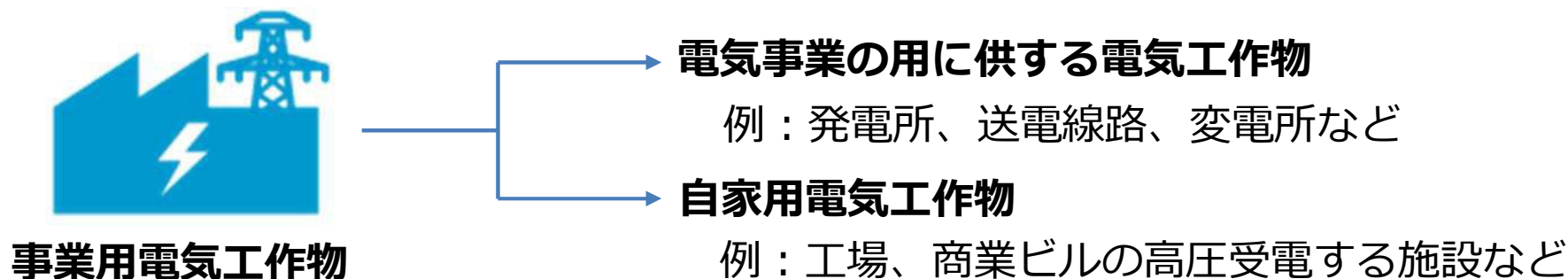
対象施設	件数	指摘内容
電気保安法人等	1件	<ul style="list-style-type: none">・保安管理業務委託契約書・保安規程が確認できない・設置者が変わっているが、変更後、外部委託承認申請を行っていない・点検記録(月次、年次)の未実施・外部委託承認を受けずに保安管理業務を実施・換算係数33点超えての保安管理業務を受託



設置者に対しても違法状態である旨の注意喚起と是正通知を送付しています。

3. 電気事業法における設置者の義務

事業用電気工作物については、当該電気工作物を設置する者（「設置者」という。）の自己責任を原則としつつ、自主保安体制の確保を求めている



設置者の義務

技術基準への適合維持義務（法第39条）

保安規程の制定・遵守義務（法第42条）

主任技術者の選任義務（法第43条）

3. 電気事業法における設置者の義務

①技術基準への適合維持義務

電気事業法 第三十九条

事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物を主務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。

2 前項の主務省令は、次に掲げるところによらなければならない。

- 一 事業用電気工作物は、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えないようにすること。
- 二 事業用電気工作物は、他の電氣的設備その他の物件の機能に電氣的又は磁氣的な障害を与えないようにすること。
- 三 事業用電気工作物の損壊により一般送配電事業者又は配電事業者の電気の供給に著しい支障を及ぼさないようにすること。
- 四 事業用電気工作物が一般送配電事業又は配電事業の用に供される場合にあつては、その事業用電気工作物の損壊によりその一般送配電事業又は配電事業に係る電気の供給に著しい支障を生じないようにすること。

3. 電気事業法における設置者の義務

②保安規程の制定・遵守義務

電気事業法 第四十二条

事業用電気工作物（小規模事業用電気工作物を除く。以下この款において同じ。）を設置する者は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、主務省令で定めるところにより、保安を一体的に確保することが必要な事業用電気工作物の組織ごとに保安規程を定め、当該組織における事業用電気工作物の使用（第五十一条第一項又は第五十二条第一項の自主検査を伴うものにあつては、その工事）の開始前に、主務大臣に届け出なければならない。

2 事業用電気工作物を設置する者は、保安規程を変更したときは、遅滞なく、変更した事項を主務大臣に届け出なければならない。

3 主務大臣は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため必要があると認めるときは、事業用電気工作物を設置する者に対し、保安規程を変更すべきことを命ずることができる。

4 事業用電気工作物を設置する者及びその従業者は、保安規程を守らなければならない。

3. 電気事業法における設置者の義務

③主任技術者の選任義務

電気事業法 第四十三条

事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせるため、主務省令で定めるところにより、**主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、主任技術者を選任しなければならない。**

2 自家用電気工作物（小規模事業用電気工作物を除く。）を設置する者は、前項の規定にかかわらず、主務大臣の許可を受けて、主任技術者免状の交付を受けていない者を主任技術者として選任することができる。

3 事業用電気工作物を設置する者は、主任技術者を選任したとき（前項の許可を受けて選任した場合を除く。）は、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

4 **主任技術者は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実に行わなければならない。**

5 事業用電気工作物の工事、**維持又は運用に従事する者は、主任技術者がその保安のためにする指示に従わなければならない。**

3. 電気事業法における設置者の義務

③主任技術者の選任義務(外部委託)

電気事業法施行規則 第五十二条 第二項

2 次の各号のいずれかに掲げる自家用電気工作物に係る当該各号に定める事業場のうち、当該自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務（以下「保安管理業務」という。）を委託する契約（以下「委託契約」という。）が次条に規定する要件に該当する者と締結されているものであって、保安上支障がないものとして経済産業大臣

（事業場が一の産業保安監督部の管轄区域内のみにある場合は、その所在地を管轄する産業保安監督部長。次項並びに第五十三条第一項、第二項及び第五項において同じ。）の承認を受けたもの並びに発電所、蓄電所、変電所及び送電線路以外の自家用電気工作物であって鉱山保安法が適用されるもののみに係る前項の表第三号又は第六号の事業場については、同項の規定にかかわらず、電気主任技術者を選任しないことができる。

3. 電気事業法における設置者の義務

④外部委託の要件

電気事業法施行規則 第五十二条の二
 前条第二項又は第三項の要件は、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、当該各号に定める要件とする。

一 個人事業者(事業を行う個人をいう。)	二 法人
<ul style="list-style-type: none"> イ 前条第二項の場合にあっては電気主任技術者免状の交付を、同条第三項の場合にあってはダム水路主任技術者免状の交付を、それぞれ受けていること。 ロ 別に告示する要件に該当していること。 ハ 別に告示する機械器具を有していること。 ニ 保安管理業務を実施する事業場の種類及び規模に応じて別に告示する算定方法で算定した値が*別に告示する値未満であること。 ホ 保安管理業務の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。 ヘ 次条第五項の規定による取消しにつき責めに任ずべき者であって、その取消しの日から二年を経過しないものでないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> イ 前条第二項又は第三項の承認の申請に係る事業場の保安管理業務に従事する者が前号イ及びロの要件に該当していること。 ロ 別に告示する機械器具を有していること。 ハ 保安業務従事者であって申請事業場を担当する者ごとに、担当する事業場の種類及び規模に応じて別に告示する算定方法で算定した値が*別に告示する値未満であること。 ニ 保安管理業務を遂行するための体制が、保安管理業務の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。 ホ 次条第五項の規定により取り消された承認に係る委託契約の相手方で、その取消しの日から二年を経過しない者でないこと。ただし、その取消しにつき、委託契約の相手方の責めに帰することができないときは、この限りでない。 ヘ 次条第五項の規定による取消しにつき責めに任ずべき者であって、その取消しの日から二年を経過しないものを保安管理業務に従事させていないこと。

3. 電気事業法における設置者の義務

④外部委託の要件

電気事業法施行規則 第五十三条 第一項及び第二項

第五十二条第二項又は第三項の承認を受けようとする者は、様式第四十三の保安管理業務外部委託承認申請書に次の書類を添え、経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 **委託契約の相手方の執務に関する説明書**
- 二 **委託契約書の写し**
- 三 **委託契約の相手方が前条の要件に該当することを証する書類**

2 経済産業大臣は、第五十二条第二項又は第三項の承認の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の承認をしてはならない。

- 一 委託契約の相手方が前条の要件に該当していること。
- 二 委託契約の相手方が前条第二号の要件に該当する者である場合は、保安業務担当者が定められていること。
- 三 委託契約は、保安管理業務を委託することのみを内容とする契約であること。
- 四 申請事業場の電気工作物が、第四十八条第三項各号に掲げる場所に設置する電気工作物でないこと。
- 五 **申請事業場の電気工作物の点検を、別に告示する頻度で行うこと**並びに災害、事故その他非常の場合における当該事業場の電気工作物を設置する者（以下「設置者」という。）と委託契約の相手方（委託契約の相手方が前条第二号の要件に該当する者の場合にあつては保安業務担当者を含む。）との連絡その他電気工作物の工事、維持及び運用の保安に関し、設置者及び委託契約の相手方の相互の義務及び責任その他必要事項が委託契約に定められていること。
- 六 委託契約の相手方（委託契約の相手方が前条第二号の要件に該当する者の場合にあつては保安業務担当者）の主たる連絡場所が当該事業場に遅滞なく到達し得る場所にあること。

3. 電気事業法における設置者の義務

④外部委託の要件

電気事業法施行規則 第五十三条 第三項

3 **次の各号に掲げる者は、その職務を誠実に行わなければならない。**また、第二号又は第四号に掲げる者は、その**保安業務従事者にその職務を誠実に行わせなければならない。**

- 一 第五十二条第二項の承認に係る委託契約の相手方のうち前条第一号の要件に該当する者
(以下「電気管理技術者」という。)
- 二 第五十二条第二項の承認に係る委託契約の相手方のうち前条第二号の要件に該当する者
(以下「電気保安法人」という。)
- 三 第五十二条第三項の承認に係る委託契約の相手方のうち前条第一号の要件に該当する者
(以下「ダム水路管理技術者」という。)
- 四 第五十二条第三項の承認に係る委託契約の相手方のうち前条第二号の要件に該当する者
(以下「ダム水路保安法人」という。)
- 五 保安業務従事者



外部委託の承認申請は設置者の義務ですが、当該条文については主任技術者に求められています！

3. 電気事業法における設置者の義務

④外部委託の要件

電気事業法施行規則 第五十三条 第四項及び第五項

4 第五十二条第二項又は第三項の承認を受けた者は、その承認に係る事業場の電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するに当たり、その承認に係る委託契約の相手方の意見を尊重しなければならない。

5 経済産業大臣は、**第五十二条第二項又は第三項の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができる。**

- 一 第二項各号のいずれかに該当しなくなったとき。
- 二 電気管理技術者又は電気保安法人が、第五十二条第二項の承認に係る委託契約によらないで保安管理業務を行ったとき。
- 三 ダム水路管理技術者又はダム水路保安法人が、第五十二条第三項の承認に係る委託契約によらないで保安管理業務を行ったとき。
- 四 電気管理技術者及び電気保安法人、ダム水路管理技術者及びダム水路保安法人並びに保安業務従事者が第三項の規定に違反したとき。
- 五 不正の手段により第五十二条第二項又は第三項の承認を受けたとき。

3. 電気事業法における設置者の義務

④外部委託の要件

引用：主任技術者制度の解釈及び運用（抜粋） P21～

（委託契約書に明記された者による保安管理業務の実施等）

4. （7）規則第53条第2項第5号の「電気工作物の工事、維持及び運用の保安に関し、設置者及び委託契約の相手方の相互の義務及び責任その他必要事項が委託契約に定められていること」は、**次に掲げる全ての事項を委託契約書等から確認できることとする。**

① 外部委託に係る自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の確保を、次に掲げる基本原則の全てに従って行うこと。

イ 電気管理技術者等が、保安規程に基づき、保安管理業務を自ら実施する。

ロ 設置者が、事業場において保安管理業務を行う者と面接等を行い、その者が委託契約書に明記された電気管理技術者等であることを確認する。このため、電気管理技術者等が、事業場における保安管理業務を行う際に、その身分を示す証明書により、自らが委託契約書に記された電気管理技術者等であることを設置者に対して明らかにする。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

ハ 設置者が、保安管理業務の結果について電気管理技術者等から報告を受け、その記録を確認及び保存する。

ニ 電気管理技術者等が、自家用電気工作物の技術基準への適合状況を確認するため、設置、改造等の工事期間中の点検、月次点検及び年次点検を行う。

ホ 電気管理技術者等が、工事期間中の点検、月次点検又は年次点検の結果から、技術基準への不適合又は不適合のおそれがあると判断した場合は、修理、改造等を設置者に指示又は助言する。

3. 電気事業法における設置者の義務

④外部委託の要件

② 月次点検を、次に掲げる要件の全てに従って行うこと。

③ 年次点検を、月次点検に係る②の要件に加え、次のイ及びロに掲げる要件に従って行うこと。

④ 工事期間中は、②イに定める外観点検を行い、自家用電気工作物の施工状況及び技術基準への適合状況の確認を行うこと。

⑤ 低圧電路の絶縁状態の監視に係る警報発生時（警報動作電流（設定の上限値は50ミリアンペアとする。）以上の漏えい電流が発生している旨の警報（以下「漏えい警報」という。）を連続して5分以上受信した場合又は5分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合をいう。以下同じ。）に、次のイ及びロに掲げる処置を行うこと（告示第4条第8号イからハまでに規定する需要設備に係る規則第52条第2項の承認をする場合に限る。）。

⑥ 事故又は故障発生時に、次のイからニまでに掲げる処置を行うこと。

⑦ 電気管理技術者等が負荷の記録を1年間保存するとともに、過負荷が四時間以上継続している旨の警報を繰り返し受信した場合において、その原因を調査し、その結果に基づいて必要な措置を講ずること（告示第4条第8号ハに規定する需要設備に係る規則第52条第2項の承認をする場合に限る。）。

⑧ 設置者が保安規程に定められた主遮断装置等の更新の計画に基づき、電気管理技術者等の指示に従って主遮断装置等を更新すること（告示第4条第8号ハに規定する需要設備に係る規則第52条第2項の承認をする場合に限る。）。

4. 違反事項への対応

設置者への対応

- 適法状態となるように改善指導を行い、改善報告書の提出を求めることがあります。
- 改善指導に応じない場合、文書による嚴重注意、または報告徴収などをかけることがあります。
- 外部委託の場合、承認の取り消しを行うことがあります。
- 保安規程の制定・遵守義務、主任技術者の選任義務に違反した際は罰則があります。

＜罰則＞電気事業法（抜粋）

主任技術者を選任しなかったとき：

第一百八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三百万円以下の罰金に処する。

保安規程及び選任届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき：

第二百十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

4. 違反事項への対応

電気主任技術者免状の返納命令

電気事業法 第四十四条（主任技術者免状）

主任技術者免状の種類は、次のとおりとする。

- 一 第一種電気主任技術者免状
- 二 第二種電気主任技術者免状
- 三 第三種電気主任技術者免状
- 四 第一種ダム水路主任技術者免状
- 五 第二種ダム水路主任技術者免状
- 六 第一種ボイラー・タービン主任技術者免状
- 七 第二種ボイラー・タービン主任技術者免状

2～3（略）

4 経済産業大臣は、主任技術者免状の交付を受けている者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、その主任技術者免状の返納を命ずることができる。

5 主任技術者免状の交付を受けている者が保安について監督をすることができる事業用電気工作物の工事、維持及び運用の範囲並びに主任技術者免状の交付に関する手続的事項は、経済産業省令で定める。



電気事業法施行規則第53条第3項に規定する職務誠実義務に違反したとして、電気事業法第44条第4項の規定に基づき主任技術者免状の返納命令の事例有り。

4. 違反者への対応

電気主任技術者免状の返納命令事例

●令和3年12月 [＜経済産業省HPリンク＞](#)

経済産業省は、中国四国産業保安監督部四国支部が一般財団法人四国電気保安協会に対して、電気事業法第107条第4項の立入検査を行った結果、同協会の保安業務従事者であった者が、保安管理業務として行う点検を怠り、さらに点検記録のねつ造、虚偽の報告を行うなど、職務を誠実に行っていなかった事実を確認しました。

このことは、電気事業法施行規則第53条第3項の職務誠実義務の規定に違反することから、当該保安業務従事者であった者に対し、電気事業法第44条第4項の規定に基づき、令和3年12月3日付けで電気主任技術者免状の返納を命じました。

●平成29年9月 [＜経済産業省HPリンク＞](#)

経済産業省は、中国四国産業保安監督部管内において立入検査等を行った結果、自家用電気工作物に係る保安管理業務の外部委託に関して、電気管理技術者が受託する全ての事業場において保安規程に定められた年次点検を怠り、さらに点検記録のねつ造、虚偽の報告を行うなど、保安管理業務を適切に行っていない事実を確認しました。

このことは、電気事業法施行規則第53条第3項の職務誠実義務の規定に違反することから、当該電気管理技術者に対し、電気事業法第44条第4項の規定に基づき、9月27日付けで電気主任技術者免状の返納を命じました。

5. 資料の掲載箇所

▼ 那覇産業保安監督事務所ホームページ

7-1. 主任技術者関係の届出、申請および資格取得

- 主任技術者の解釈及び運用（内規）
- 主任技術者制度に関するQ&A

主任技術者の選任、許可、承認等は、以下「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」及びそれを補完する「主任技術者制度に関するQ & A」に基づいて行われます。

[主任技術者制度の解釈及び運用 \(内規\)](#) [主任技術者制度に関するQ & A](#)

1. 設置者の役員又は従業員から選任（専任）

原則として、選任する事業場に常時勤務している者でなければなりません。（Q & Aの1.1）選任された事業場に常時勤務し、主任技術者の職務を行うことから「専任」と呼んでおります。

要件1	事業場に常時勤務する者であること
主任技術者選任又は解任届出書の「主任技術者が主任技術者の職務以外の職務」の欄に要件を満たしていることを記載していただきます。	

手続きの書類（専任）

書類名	Word形式	PDF形式	記載例
主任技術者選任又は解任届出書			
主任技術者免状（写し可）	-	-	-
主任技術者の所属がわかる書類（提示のみ）	-	-	-

要件2を満たさない場合について

5. 資料の掲載箇所

▼那覇産業保安監督事務所ホームページ 各種手続き (METI/経済産業省)

・平成十五年経済産業省告示第二百四十九号
(電気事業法施行規則第五十二条の二第一号口
の要件等に関する告示)



那覇産業保安監督事務所
Naha Industrial Safety and Inspection Office

申請等手続き お問合せ リンク集 サイトマップ 本文へ 文字サイズ変更 小 中 大

電気保安 鉱山保安 ガス・火薬類保安 組織案内

ホーム ▶ 電気保安

電気保安

各種手続き 保安規程 主任技術者 工事計画

外部委託承認制度 安全管理審査 相談・申請・届出 FAQ よくある質問

お知らせ

- 建設工事現場等で使用する移動用電気工作物に関する手続きについて (チラシ)
- 小規模発電設備等保安力向上総合支援事業について
- 電気保安関係法令に基づく書類の押印について
- 2023年3月からメールアドレス変更について



那覇産業保安監督事務所
Naha Industrial Safety and Inspection Office

申請等手続き お問合せ リンク集 サイトマップ 本文へ 文字サイズ変更 小 中 大

電気保安 鉱山保安 ガス・火薬類保安 組織案内

ホーム ▶ 電気保安 ▶ 各種手続き

各種手続き

時期別

- ① 新設する場合
- ② 変更する場合
- ③ 受電設備を除却
- ④ 自家用電気工作物譲渡等
- ⑤ 相続、合併、分割

手続き別

- ⑥ 保安規定
- ⑦-1 主任技術者届出等
- ⑦-2 認定電気工事従事者
- ⑦-3 特殊電気工事資格者
- ⑧ 工事計画
- ⑨ 安全管理審査
- ⑩ 使用前自己確認
- ⑪ 自家用電気工作物使用開始・廃止
- ⑫ 事業用電気工作物の設置者地位承継
- ⑬ 電気工作物の使用方法変更届出書
- ⑭ 公害等発生施設廃止
- ⑮ PCB関係
- ⑯ 発電所出力変更
- ⑰ 氏名等変更届出書
- ⑱ 移動用電気工作物
- 外部委託承認制度
- 電気事故報告
- 自家用電気工作物の工事を請け負った皆様へ
- 電気保安申請等手続き

参考資料

- 主任技術者制度の解釈及び運用 (内規)
- 主任技術者制度に関するQ&A
- 平成十五年経済産業省告示第二百四十九号(電気事業法施行規則第五十二条の二第一号口の要件等に関する告示)点検頻度告示 (PDF形式: 117KB)
- 使用前自主検査及び使用前自己確認の方法の解釈 (PDF形式: 736KB)
- 使用前・定期安全管理審査実施要領 (内規) について (PDF形式: 901KB)
- 火力設備における電気事業法施行規則第94条の2第2項第2号に規定する定期事業者検査の時期変更承認に係る標準的な審査基準例及び申請方法等について (PDF形式: 2,121KB)
- 自家用電気工作物の「需要設備の最大電力」の法令解釈 (内規) について (PDF形式: 44KB)
- 工事計画届出等又は環境アセスメントの要否の判断に係る「同一発電所」及び「同一工事」に該当するか否かの判断の目安について (PDF形式: 152KB)
- 事業用電気工作物設置者地位承継届出書に関する標準的な記入方法等について (PDF形式: 34KB)

6. 監督事務所からのお願い

- ✓ 設置者に求められていること、主任技術者に求められていることを改めて認識し、設置者とも共有をお願いします。
- ✓ 契約書、保安規程、点検記録等については、設置者及び主任技術者でしっかりと保管するようにしてください。
- ✓ 外部委託において、設置者との契約が解除になった際、任意となりますが契約解除の報告をいただくと幸いです。
- ✓ 外部委託承認申請について、契約締結から遅い場合は設置者からの遅延理由書等を求めることがあります。
契約書締結後、遅滞なく申請をお願いします。



7. まとめ

まずは、自己点検をしましょう！

- 前述の確認した事例について、是正又は改善すべき点等があれば、ご対応をお願いします。

日頃からのコミュニケーションが重要です！

- 設備更新や年次点検の着実な実施を円滑に進めるためには、普段から設置者・関係者と密にコミュニケーションをとっていただき、①なぜ必要なのか、②当該措置を取らなかった場合どのような影響が生じるのかなど、その重要性を理解していただくことが重要です。



お問合せ先

【経済産業省 那覇産業保安監督事務所】

TEL 098-866-6474

E-mail : bzl-naha-denkihoan2020@meti.go.jp

ホームページアドレス : <https://www.safety-naha.meti.go.jp/denkihoan/index.html>